業務委託契約書

１　業務の名称

２　履 行 期 限　　令和　　年　　月　　日

３　業務委託額　　￥　　，　　，　　．―

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　，　　．―）

上記の業務について、発注者（以下「甲」という。）　と受注者（以下「乙」という。）は次の条項により業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　　住　所

氏　名

乙　　住　所

氏　名

（総　則）

第１条　乙は、この契約に定めるもののほか別冊の仕様書及び図面に基づき、頭書の業務委託料をもって頭書の履行期限までに、頭書の業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

２　前項の仕様書及び図面に明示されていないもの、又はその間に相互符号しないものがある場合には、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（担当員、主任技術者）

第２条　甲は、乙の業務の処理について、自己に代わって乙に説明を求め、若しくは、調査する担当員を定め、乙に通知するものとする。

２　乙は、業務履行について、技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、甲に通知するものとする。

（計画表）

第３条　乙は、契約締結後５日以内に計画表を作成して甲に提出するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第４条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　甲は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

（再委託等の禁止）

第５条　乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務内容の変更等）

第６条　甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は、業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

（履行期限の延長）

第７条　乙は、その責に帰することができない事由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

（検査及び引渡し）

第８条　乙は、業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して完了届を提出しなければならない。

２　甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から１０日以内に成果物について検査を行わなければならない。

３　前項の検査の結果、成果物について補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

４　乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を甲に引渡すものとする。

（業務委託料の支払）

第９条　乙は、第８条第４項の規定により引渡したときは、所定の手続に従って業務委託料の支払を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求を受理したときは、その日から３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第１０条　甲は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の補正又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものではないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第１１条　甲は、引き渡された成果物に関し、第８条第４項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　甲が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び

第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　甲は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。

７　甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（協議による解除）

第１２条　甲は、必要があると認めたときは、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（解除の効果）

第１３条　この契約が解除された場合には、第１条に規定する乙の義務は、消滅する。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務及び作業の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を乙に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分業務委託料は、甲と乙とが協議して定める。

（解除に伴う措置）

第１４条　乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて必要な費用を負担しなければならない。

２　業務及び作業の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

（甲の催告による解除権）

第１５条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二　正当な理由なく、第１０条第１項の履行の追完がなされないとき。

三　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第１６条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第４条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

二　この契約の業務及び作業を完了させることができないことが明らかであるとき。

三　乙がこの契約の業務及び作業の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四　乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

八　第１８条又は第１９条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九　乙が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第１７条　第１５条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第１８条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第１９条　乙は、第６条第１項の規定により内容を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき、又は中止の期間が履行期間の２分の１以上に達したときには、直ちにこの契約を解除することができる。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２０条　第１８条又は前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の損害賠償請求等）

第２１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一　履行期間内に業務及び作業を完了することができないとき。

二　この業務及び作業内容に契約不適合があるとき。

三　第１５条又は第１６条の規定により、業務及び作業の完了後にこの契約が解除

されたとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一　第１５条又は第１６条の規定により、業務及び作業の完了前にこの契約が解除されたとき。

二　業務及び作業の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

二　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

三　乙について更生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　乙の責に帰する事由により、期間内に業務及び作業を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあると認めたときは甲は、延滞金を付して期間を延長することができる。

６　前項の延滞金の額は、業務委託料から部分引渡を受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年３％の割合で計算した額とする。

７　乙が、この契約に基づく違約金、遅延利息又は賠償金を、甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に、甲の指定する期間を経過した日から乙の支払日までの日数につき、年３％の割合で計算した遅延金を加えた額を徴収する。

８　前項の場合において業務委託料支払額があるときは、甲の支払うべき業務委託料を相殺して徴収し、なお不足があるときは追徴する。

（乙の損害賠償請求等）

第２２条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるも

のであるときは、この限りではない。

一　第１８条又は第１９条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　甲の責めに帰す事由により、第９条第２項の業務委託料の支払が遅延した場合には、甲に対して、年３．０％の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

（秘密の保持等）

第２３条　乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　乙は、成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（業務の調査等）

第２４条　甲は、必要と認めるときは、乙の業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（契約外の事項等）

第２５条　この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。